



山水里 川

2014
No. 76

山水里ネット最上川

地域で守ろう豊かな自然
山水里ネット

本区概要
(平成26年4月現在)
受益面積 6,496.8 ha
組合員数 2,785 人

初夏の水田に佇むウミネコ

理事長あいさつ



理事長

田澤伸一

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては益々ご健勝の事とお喜び申し上げます。また、日頃より本区の業務運営並びに事業の推進につきましては、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年には内陸部の豪雪に加え春先の好天で雪解けが進み、例年になく早い時期に最上川が増水し排水路に逆流したため、三月二十八日と四月四日に大和排水機場・毒蛇排水機場を稼働いたしました。その後も好天に恵まれ耕起・田植え作業が順調に進んだものの、五月に入ってもまとまった雨が降らず、加え、最上川の河川水位が低下したため、五月二十九日に「さみだれ大堰」を起立して頂き、よ

てこの制度がより効果を發揮するよう努めていきたいと思えます。

次に、現在取り組んでいる国営排水事業「最上川下流左岸地区」の状況ですが、本区排水施設は築四十〜五十年も経過し著しく劣化しているため、地区全体の排水系統を見直し、老朽化した排水機場および排水路の改修を行うものです。平成二十七年年度まで地区調査を行い、平成二十八年度には実施設計、平成二十九年度には事業実施の予定です。なお、事業を円滑且つ早期に実現するため関係機関に対し更なる要請活動を行うて参ります。

また、「国営最上川下流沿岸水利事業」は平成二十三年度に完了しましたが、受益面積が五〇〇ha以下で国営事業の要件を充たさなかつた地域の用水路も老朽化が進んでおり、今後の維持管理に支障をきたす恐れがあります。それら路線を県営水利施設整備事業で計画的に改修を進めて参ります。今秋着工予定の上堰、八カ村堰、桑田堰、京島堰、

上堰下流については、現在、関係機関や地元と協議を重ね、工事中前の調整を図っております。また、今年度調査を申請している路線箇所は、吉田幹線下流（新堀地内）落野目地内、吉田四号支線上流（吉田四号支線取水口）吉田五号支線取水口、吉田四号支線下流（千河原字中割地内）榎木地内、新堀堰（栃形分水場）跡地内、西野堰（栃形分水場）国道四七号）の五路線です。その他、計画路線（吉田幹線中流部、沢新田堰上流部、二カ村堰、三カ村堰、長沼堰、家根合堰上流、町堰、同組堰、廿六木堰）については、順次申請を行って参る予定です。

常万地区は場整備事業（面積約一二〇ha）は平成二十四年度に協力を設立、現在は平成二十八年度の工事実施に向け、関係機関と連携を取りながら調整を図っております。

その他、「農業基盤整備促進事業」にも取組んでいますが、この事業の目的は農地・農業水利施設の整備を行い適切な保全管理や整

備を実施し農業の競争力を高めるものです。事業費は一〇〇〇万円程度で補助率は国五十五％・県四％計五十九％の事業であります。今年度は、茗荷瀬・西野・古関第二揚水機場の整備、十六合第一・第四揚水機場の電気設備、町堰・吉田幹線用水路の溝畔整備と山出川排水路の底版装工工事を計画しております。

また、昨年度より「複式簿記」を導入いたしました。従来の「単式簿記」との違いは、現預金以外の資産（資産や負債等）も計上するため、財務状況が分かりやすく、経営内容も明らかになります。九月開催予定の総代会で「複式簿記」による二十五年収支決算書、貸借対照表、財産目録等を提示する予定です。これにより組合員に対する説明責任をより高めることができると考えております。

最後に、今後も役員一同、組合員のため改良区運営に取り組んで参りますのでご協力よろしくお願ひします。

平成26年通常総代会開催

去る平成26年3月24日、平成26年通常総代会が本区会議室において開催されました。総代現数54名のうち53名が出席、議長に常万地区選出の佐藤孝也総代が指名されました。田澤理事長挨拶の後に下記議案が慎重審議され、全議案とも原案通り可決されました。

【平成25年度】

報告事項

報告第2号 監査報告について

議決事項

総議第19号 平成25年度最上川土地改良区費収入支出第3回補正予算について



挨拶する理事長

【平成26年度】

承認事項

総認第1号 最上川土地改良区会計細則の一部改正について

議決事項

- 総議第1号 最上川土地改良区定款の一部変更について
- 総議第2号 最上川土地改良区規約の一部改正について
- 総議第3号 最上川土地改良区金庫設置規程の一部改正について
- 総議第4号 最上川土地改良区経費の賦課徴収規程の一部改正について
- 総議第5号 最上川土地改良区職員退職給与基金積立に関する規程の一部改正について
- 総議第6号 財政調整基金積立に関する規程の一部改正について
- 総議第7号 最上川土地改良区車輛運搬設備等償却及び購入基金積立に関する規程の一部改正について
- 総議第8号 最上川史出版準備基金積立に関する規程の一部改正について
- 総議第9号 最上川土地改良区維持管理事業基金積立及び管理に関する規程の一部改正について
- 総議第10号 最上川土地改良区事務所等維持管理補修基金積立規程の一部改正について
- 総議第11号 最上川土地改良区みなし清算基金積立に関する規程の一部改正について
- 総議第12号 県営灌漑排水事業基金積立に関する規程の一部改正について
- 総議第13号 国営排水改良事業基金積立に関する規程の一部改正について
- 総議第14号 総代選挙、役員総代研修・褒賞費基金積立に関する規程の一部改正について
- 総議第15号 平成26年度賦課徴収方法について
- 総議第16号 平成26年度土地改良総合償還対策平準化事業資金長期借入金について
- 総議第17号 平成26年度地区除外決済金の基準について
- 総議第18号 平成26年度土地改良施設維持管理適正化事業（板戸揚水機場・提興屋揚水機場）資金拠出について
- 総議第19号 平成26年度最上川土地改良区費収入支出予算について



議長の佐藤総代

質問する池田総代



採決の様子

任期満了による総代選挙並びに役員選挙が来春予定

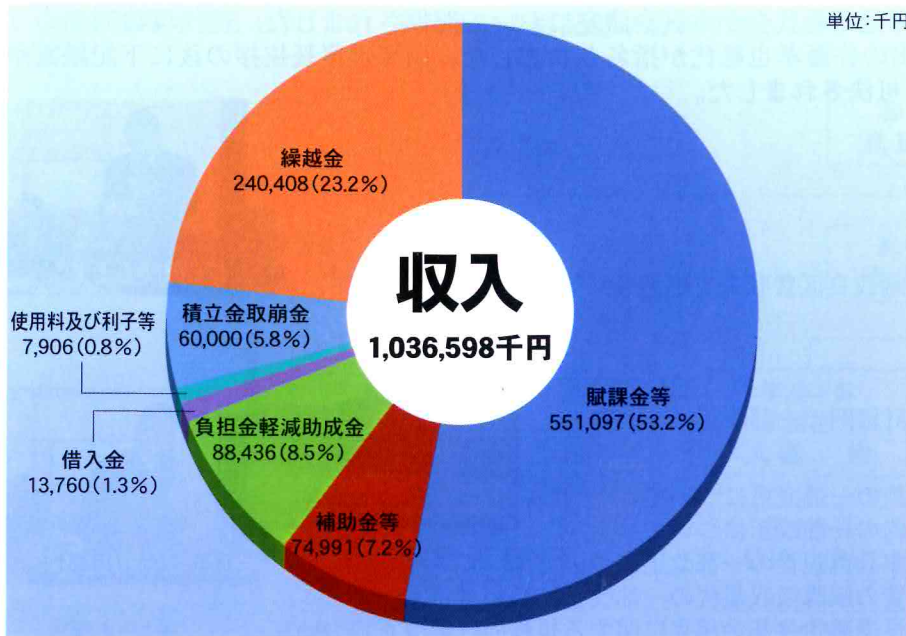
任期満了に伴う総代選挙並びに役員選挙が、それぞれ平成27年3月と4月に予定されております。詳細については、来年2月発行予定の号外広報によって皆様にお知らせする予定です。

なお、総代定数（56名）、役員定数（理事11名、監事3名）は下表のとおりです。

選挙区	市町	区 域		定 数 (人)
		大	字 名	
総 代	第1区	庄内町	狩川、三ヶ沢、漆津、千本杉、桑田、清川	10
		酒田市	白ヶ沢	
	第2区	庄内町	前田野目、福島、大真木、返吉、京島、新田目、南野新田、本小野方、吉方、境興屋、西袋、南興屋、中野、主殿新田	5
	第3区	庄内町	古閑、南野、沢新田、連枝、赤測新田、小出新田、堤新田、廻館	7
	第4区	庄内町	余目新田、堀野、常万、福原	4
	第5区	庄内町	吉岡、田谷、西小野方、大野、近江新田、島田、茗荷瀬、弘田、生三	3
	第6区	庄内町	余目、廿六木、堤興屋、楨島、平岡、榎木、千河原、跡	9
		酒田市	竹田、山寺	
	第7区	庄内町	高田麦、家根合、落合、宮曾根、杉浦、深川、久田、西野	5
	第8区	酒田市	新堀、丸沼、落野目、門田、局、木川、板戸	6
	第9区	酒田市	広野	1
第10区	鶴岡市	長沼、八色木	4	
第11区	鶴岡市	添川、鷺畑	2	
合 計				56

選挙区域	被選挙区域	定数(人)
第1被選挙区	総代の第1、第11区の選挙区域	2
第2被選挙区	総代の第2区の選挙区域	1
第3被選挙区	総代の第3区の選挙区域	1
第4被選挙区	総代の第4区の選挙区域	1
第5被選挙区	総代の第5区の選挙区域	1
第6被選挙区	総代の第6区の選挙区域	2
第7被選挙区	総代の第7区の選挙区域	1
第8被選挙区	総代の第8、第9区の選挙区域	1
第9被選挙区	総代の第10区の選挙区域	1
合 計		11
監事 全 地 区	全 区 域	3

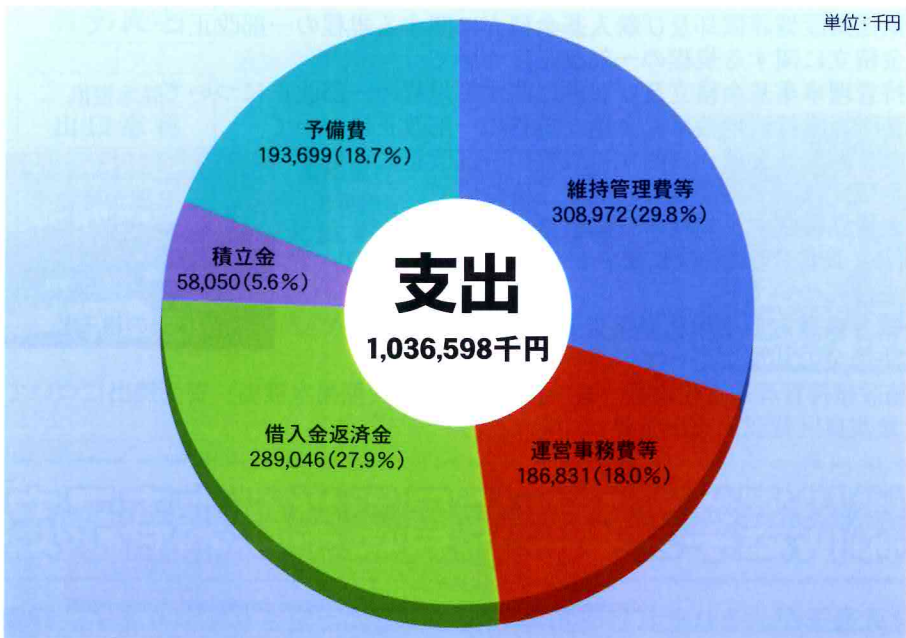
平成26年度予算



収入 (財源) (単位:千円)

項目	金額 (千円)
賦課金等	551,097
賦課金	521,670
決済金	7,460
雑収入	21,967
※補助金等	74,991
補助金	42,383
交付金	8,190
受託料	24,418
※負担金軽減助成金	88,436
※借入金	13,760
使用料及び利子等	7,906
負担金(2市1町より)	4,798
他目的使用料	1,015
基本財産収入(配当金、利子)	343
特定資産収入(利子)	1,750
固定資産売却	0
積立金取崩金	60,000
繰越金	240,408
合計	1,036,598

※補助金等とは・・・
 国県市町からの補助金や受託料、適正化事業の交付金
 ※負担金軽減助成金とは・・・
 県は最上川地区の償還金に対する助成金と鶯畑地区集積促進事業助成金
 ※借入金とは平準化資金借入金(無利息)
 返済金が高額な工区で賦課金額を一定に保つため借換する借入金で、借換後は無利息である



支出 (費用) (単位:千円)

項目	金額 (千円)
維持管理費等	308,972
工事費	2,250
維持管理費	121,588
適正化事業費	12,589
受託業務費	28,591
調査業務費	36,150
十六合維持管理事業費	41,264
家根合維持管理事業費	19,732
水田畑地化事業費	8,000
国営・県営事業負担金	38,808
※運営事務費等	186,831
運営事務費	160,040
事務所費	2,800
過年度支出	650
支払負担金	4,950
固定資産取得費	390
積立金取崩支出	18,001
借入金返済金	289,046
※積立金	58,050
※予備費	193,699
合計	1,036,598

※借入金返済金の資金は・・・
 賦課金と負担金軽減助成金、借入金、繰越金を充てます

予算のポイント

- 常万地区ほ場整備事業調査設計事業 (実施設計等) 2年目
 H26 調査設計事業費が増額 (本格化) され、補助金等 (収入)、維持管理費等 (支出) 共に増額となっております。
- 借入金収入の減額
 平準化資金を借入できる工区が昨年度より減って、榎島工区、堀野工区の2工区となったため減額となっております。
- 借入金返済金の減額
 昨年度の344百万円から今年度は289百万円で、55百万円の減額
 また、借入金返済額の内、負担金軽減助成金 (88百万円) と平準化借入金 (14百万円) を充てているため実質返済負担額は187百万円となっております。
- 繰越金や予備費の割合が大きい・・・
 これは将来、ほ場整備事業の償還に充てるための資金が含まれているためであります。



平成26年度 主な関連事業一覧

(1) 国営土地改良事業「最上川下流左岸地区」国営等事業地区計画調査（地区調査）

老朽化した排水関連施設の改修事業実施に向けた事業構想である事業計画（案）の策定を行います。
事業主体：西奥羽土地改良調査管理事務所 予定工期：平成25年度～平成27年度 負担率(%)：国(100)
その後、平成28年度に全体設計を行い事業費を確定、平成29年度に事業着手を予定しています。

(2) 基幹水利施設管理事業

平成14年度からの継続事業で、基幹水利施設管理強化計画で挙げられた施設の維持管理事業です。
事業主体：山形県 対象施設：北楯頭首工、北楯大堰、最上川取水口、幹線用水路、東興野揚水機場、中央管理所
負担率(%)：国(30.0) 県(40.0) 市町(10.0) 改良区(20.0) 本年度事業費：21,540千円

(3) 土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良区等による施設補修のための資金を積み立てし、この資金を利用して施設の定期的補修を実施します。
事業主体：改良区 負担率(%)：国(30.0) 県(30.0) 改良区(40.0)
本年度予定工事：鷺畑第一揚水機

(4) 県営水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）・（水利区域内農地集積促進型）

国営事業実施区域より下流で、本事業の採択要件に該当する用水路を改修します。

昨年度に事業採択を受け以下の2地区に分け実施する予定です。

事業主体：山形県 予定工期：平成26年度～平成31年度

（基幹水利施設整備型）上堰八カ村堰地区

対象施設(予定)：上堰(3,925m)、八カ村堰(1,579m)

負担率(%)：国(50.0) 県(25.0) 市町(10.0) 改良区(15.0)

総事業費：860,000千円

（水利区域内農地集積促進型）上堰下流地区

対象施設(予定)：桑田堰(1,667m)、京島堰(835m)、上堰下流(1,557m)

負担率(%)：国(55.0) 県(25.0) 市町(10.0) 改良区(10.0)

総事業費：500,000千円



上堰

(5) 地域ため池総合整備事業（調査計画）

農業用ため池の改修及び再編と附帯施設の整備に向けた全体基本計画と整備事業計画の策定を実施します。

事業主体：山形県 対象施設(予定)：五斗畑溜池、湯之沢溜池、白山溜池 予定工期：平成25年度～平成26年度

負担率(%)：国(50.0) 県(50.0)

平成27年度から事業実施を予定しており、完成予定は平成32年度となっております。

(6) 常万地区ほ場整備調査計画事業

ほ場整備事業実施に向けた現況調査、計画書・換地計画書作成、申請書・法手続き資料作成を行います。

事業主体：改良区 地区面積 A=119.9ha 予定工期：平成25年度～平成27年度

総事業費：35,000千円(区負担：8,350千円)

※工事は山形県が事業主体となって平成28年度より実施予定

(7) 水田畑地化基盤強化対策事業（島田・近江新田地区）

本事業で暗渠排水（A=6.5ha）および土壌改良（A=6.4ha）の工事を実施します。

事業主体：改良区 予定工期：平成25年度～平成26年度

負担率(%)：国(55.0) 県(30.0) 市町(15.0)

総事業費：25,000千円



湯之沢ため池

(8) 農業体質強化基盤整備促進事業

農業水利施設の安定的な排水機能を確保するため、水利施設を整備します。

事業主体：改良区

本年度は、町堰、吉田幹線の溝畔整備、山出川排水路底版装工、茗荷瀬・古関・西野・十六合第1・4揚水機整備などの工事を予定しております。

負担率(%)：国(55.0) 県(4.0) 改良区(41.0)

賦課金と納入期限

平成26年度、一般・特別賦課金は次のとおりです。これは平成26年3月24日に開催された通常総代会で議決されたものです。

●一般賦課金

- 1 賦課金 区域一円 10a当り 5,600円
- 2 賦課期日 平成26年4月1日
- 3 期別賦課と納入期限
 - 第一期 10a当り 3,400円
 - 納入期限 平成26年7月15日
 - 第二期 10a当り 2,200円
 - 納入期限 平成26年11月17日

●十六合地区維持管理費賦課金

- 1 賦課金 10a当り 2,200円
- 2 賦課期日 平成26年4月1日
- 3 納入期限 平成26年7月15日

●家根合地区ほ場整備事業費特別賦課金

- 1 賦課金 10a当り 4,200円
- 2 賦課期日 平成26年4月1日
- 3 納入期限 平成26年11月17日

●家根合地区維持管理費賦課金

- 1 賦課金 10a当り 2,200円
- 2 賦課期日 平成26年4月1日
- 3 納入期限 平成26年7月15日

●鷺畑地区ほ場整備事業費特別賦課金

- 1 賦課金 10a当り 5,000円
- 2 賦課期日 平成26年4月1日
- 3 納入期限 平成26年11月17日

●県営ほ場整備事業費特別賦課金

事業区	工 区	(円/10a)
第6	大 和 南 部	8,600
第7	八 栄 里	8,800
	余 目 新 田	10,000
第8	楨 島	10,800
	堀 野	11,600
第10	新 堀 南 部	5,000
第11	余 目 南 部	10,000
第12	八 栄 里 北 部	9,100

- 1 賦課期日 平成26年4月1日
- 2 納入期限 平成26年11月17日

※賦課金の納入が遅れますと
年利10.95%の延滞金が課せられます。
期限までの納入をお願いいたします。

賦課金の口座振替日

第1期 (納期限:平成26年7月15日)	第2期 (納期限:平成26年11月17日)
平成26年7月4日	平成26年11月5日
平成26年7月15日	平成26年11月17日

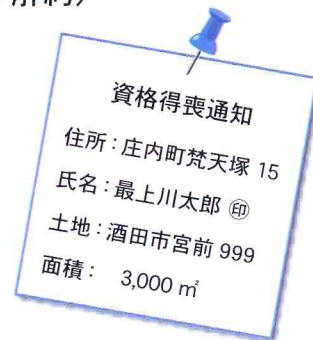
水・土・里ネット 掲示板

お済みでしょうか？

以下の場合、改良区で手続きをしましょう！

『組合員資格得喪通知書』の提出を必要とするのは…

- 農地の移動(売買・交換・贈与・相続・賃貸借契約及び解約)
- 組合員の方が亡くなったとき
- 組合員の方の住所が変わられたとき
- 経営移譲をされたとき
- 農地転用を行うとき
- 振替口座の変更があるとき



届出必要！

公共機関(市町村、農業委員会、法務局等)、農協等への手続きとは別に、土地改良区への届出が必要となります。

担当:総務課 財務係

注 意 ！

滞納賦課金(未納金)は新組合員が負担

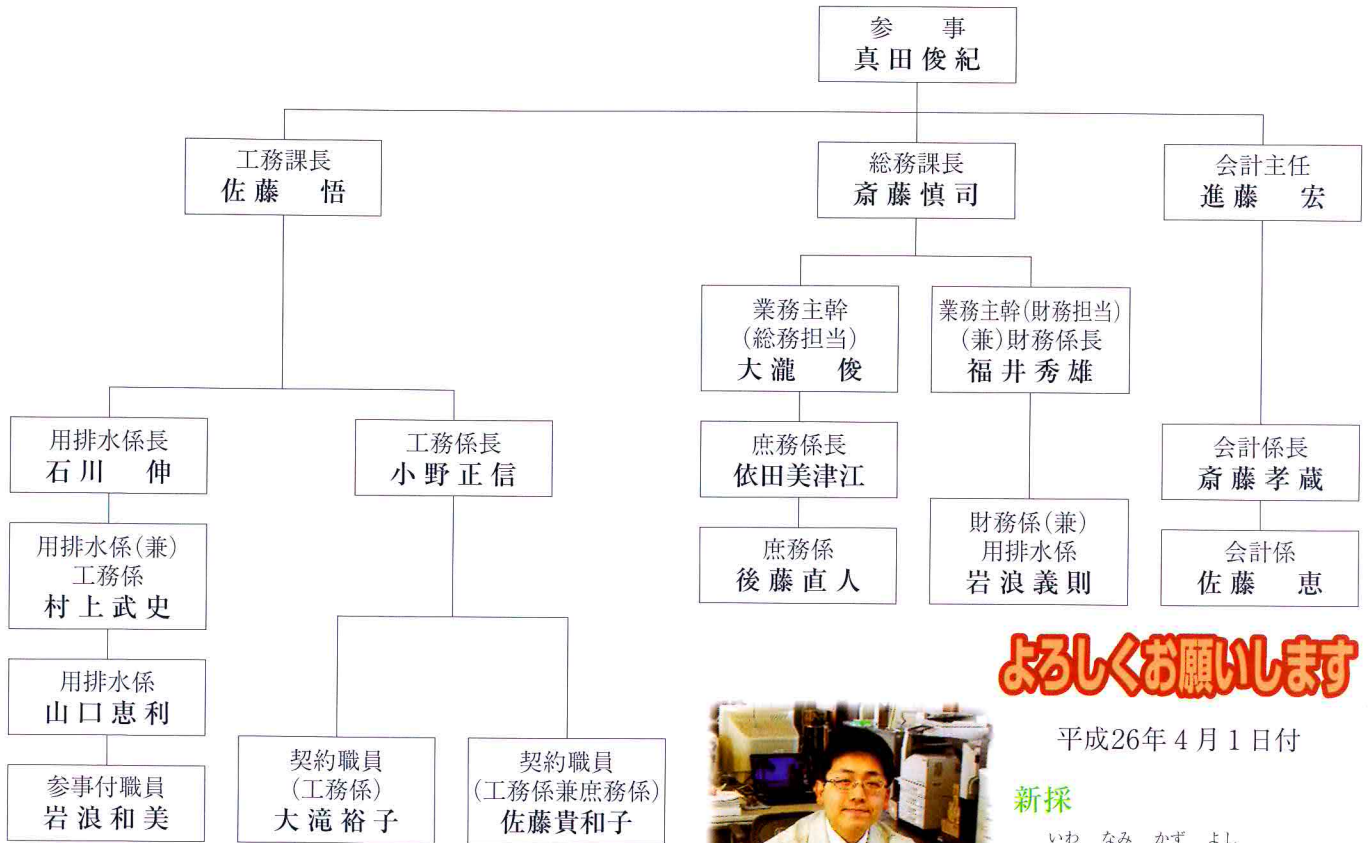
- 農地の移動(売買・耕作者等の変更)があった場合、その土地に滞納賦課金(未納金)があると土地改良法第 42 条第 1 項(権利義務の承継)の規定により、変更があった土地の新組合員に承継され、未納金を支払わなければなりませんのでご注意ください。

賦課金を滞納(未納)されている組合員の方へ

- 土地改良区の賦課金は、施設の維持管理や各事業の償還金となる重要な運営費です。未収が多くなれば土地改良区の運営に支障をきたし、組合員間に不公平が生じるため、滞納組合員には滞納処分(財産の差押等)を執行します。

平成26年度 職員配置図

平成26年 4月 1日 付けで、事務所の人員配置が変わりました。



よろしくお願ひします

平成26年 4月 1日 付

新採

いわ なみ かず よし

岩浪 和美さん

配属：参事付職員



水土里ネット最上川の基本理念

- ① 農家組合員に徹底して奉仕します。
- ② 地域社会と連携して地域の自然環境の保全に努めます。

水土里ネット最上川の運営ビジョン

- ① 「あらゆる支出の再検討」を通し「農家組合員の負担の軽減」をはかります。
- ② 農家組合員に対し水を安定的に供給します。
- ③ 地域と連携して水の浄化や景観づくりに努めます。

平成15年12月制定

★本区では、毎週月曜日の朝礼時に上記の「基本理念」と「運営ビジョン」を唱和し、職員の意識向上に努めています。また、予算の作成に当たっても、これら「基本理念」と「運営ビジョン」に沿って編成いたしております。

水路・ため池等転落防止について

8月に入り、子供たちも夏休みの時期を迎えております。この期間は夏の暑さに加え、気も緩みがちになり、例年水による事故が多発する傾向にあります。

当土地改良区でも、事故の未然防止のため、安全施設や看板等の設置を行っております。また、教育委員会を通して、小学校や幼稚園への指導要請を行っているところですが、更に万全を期すために、地域や家庭内におかれましても、常日頃からの指導と監督をよろしくお願いいたします。



ゴミを捨てないで!!

最近、水路へのゴミの投棄が後を絶たず、施設の維持管理に大変な支障を来しています。捨てられたゴミが、下流でゲートやスクリーンに詰まってしまう、水が溢れ出るといった事態も頻発しています。更には、本区が支払うゴミの処理費用も年々増加の一途を辿っています。「水路には絶対にゴミを捨てない。」ように、皆様からも御協力賜りますようお願いいたします。また、草刈りに際しましても、極力刈草が水路に落ちることがないようにご注意ください。お願いします。



第2回 草刈実施期間

本区管理施設 第2回草刈実施期間は以下の通りです。

平成26年8月30日(土)から
(但し庄内みどり農協管内は9月1日から)
平成26年9月15日(月)まで



北楯・吉田堰開削功労者顕彰感謝祭

去る6月9日に、北楯・吉田堰開削功労者顕彰感謝祭が庄内町狩川の北館神社にて執り行われました。本祭は、北楯大堰と吉田堰の開削功労者である「北館大学利長公と佐々木彦作翁」をはじめ、両堰の開削事業に携わった先人達の偉業・功績に感謝し、それを後世に伝えるべく毎年行われております。



玉串拝礼を行う田澤理事長



祭典には関係者62名が出席